

「県立3病院インターネット系ネットワーク機器一式」の入札に係る質問・回答について

No.	質問日	質問項目	質問内容	回答	回答日
1	R8.9.29	仕様書 項番63（現行環境情報の提供）	項番63において、「現状の環境（構成・設定情報等）は、既存ベンダーより提供するものとし、落札者が調査すること」とあります。 提案構成及び移行作業の検討に当たり、現行構成、設定情報、パラメータ、接続情報等の確認が必要となりますが、これらの情報は、落札後、既存ベンダーから受託者へ必要な範囲で提供されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、応札段階で閲覧又は確認可能な資料の範囲についてもご教示ください。	既存ベンダーからの情報提供については、ご認識のとおり落札後に必要な範囲で提供される想定です。 応札段階での閲覧可能な資料については、仕様書に記載しているもの以外は、公平性およびセキュリティの観点から原則非公開としています。ただし、現行機器に関する資料については、入札説明書に記載したとおり、期間を設けて徳島県立中央病院での確認を可能としたところです。	R8.10.5
2	R8.9.29	仕様書 項番79、80、85（現行保守業者の作業費）	項番79、80、85では、現行ネットワーク機器の設定変更を現行保守業者へ依頼する場合、その費用を落札者が負担することとされています。 しかし、入札参加者によっては、現行保守業者が提示する作業費を入札前に確定できない可能性があり、入札価格算定条件に差異が生じることが懸念されます。 公平な価格競争を確保するため、当該作業について、想定作業内容、想定工数又は見積上限額等を県から提示いただくことは可能でしょうか。且つ、全ての入札参加者が同一条件で価格競争できるよう、本金額については、各社が一律入札価格へ計上(明記)するとの理解でよろしいでしょうか。 また、受託者が作業費を負担するという観点から、現行保守業者は、受託者が依頼する全ての情報を提供し、且つ、要望する一切の資料を受託者が希望するレベルで作成、作業を遂行することを担保するという認識でよろしいでしょうか。納期担保のため、現行保守業者は、当然、本案件の対応を最優先で実施するものと判断してよろしいでしょうか。	公平な価格競争を担保するため、現行保守業者及び電子カルテベンダー等へ依頼する作業費については、各社一律で入札価格に計上していただくため、項番79、80、85のほか、項番36、41、42、59、60、95を含め、全ての総額として500万円（税抜）を見積価格に含めてください。実費との差額は、後日変更契約により修正します。 なお、現行保守業者の対応優先度や資料作成レベルを県が完全に担保することは困難ですが、円滑な業務遂行に向け、県としても現行業者に対して必要な協力要請を行います。	R8.10.5
3	R8.9.29	仕様書 項番36、41、42、59、60、95（関連ベンダー作業費）	各項番において、電子カルテベンダー等による作業費を落札者負担とし、関連項番を合わせて500万円（税抜）を見込むこととされています。 全ての入札参加者が同一条件で価格競争できるよう、当該500万円については、各社が一律500万円を入札価格へ計上(明記)するとの理解でよろしいでしょうか。 また、電子カルテベンダー等から入札参加者ごとに異なる見積額が提示されることはないとの理解でよろしいでしょうか。 また、受託者が作業費を負担するという観点から、電子カルテベンダー等は、受託者が依頼する全ての情報を提供し、且つ、要望する一切の資料を受託者が希望するレベルで作成、作業を遂行することを担保するという認識でよろしいでしょうか。納期担保のため、現行保守業者は、当然、本案件の対応を最優先で実施するものと判断してよろしいでしょうか。	No.2の回答のとおり、現行保守業者及び電子カルテベンダー等へ依頼する作業費について、全ての入札参加者は一律500万円（税抜）を見積価格に計上（明記）してください。 これにより各社同一条件となり、入札段階においては個別の見積額の差異は生じません。 なお、現行保守業者の対応優先度や資料作成レベルを県が完全に担保することは困難ですが、円滑な業務遂行に向け、県としても現行業者に対して必要な協力要請を行います。	R8.10.5
4	R8.9.29	仕様書 全般（「現状通り」「踏襲」「同様の設定」の適合基準）	仕様書では、「現状通り」「現行運用を踏襲」「同様の設定」とする要件が複数記載されています。 提案構成及び移行作業の検討に当たり、現行設定値、構成、機能要件等の確認が必要となりますが、これらについて応札前に閲覧又は確認することは可能でしょうか。 また、閲覧時に確認可能な資料及び情報の範囲についてもご教示ください。	現行機器に関する資料については、入札説明書に記載したとおり、期間を設けて徳島県立中央病院での確認を可能としたところです。	R8.10.5
5	R8.9.29	仕様書 項番189（既設ラックコンソール及びKVMスイッチ）	項番189では、既設コンソール「RC25/PG-R4DP1」及びKVMスイッチを流用することとされています。 メーカーを問わず、変換アダプター等を利用して既設KVMへ接続でき、運用上支障がない構成であれば適合との理解でよろしいでしょうか。 また、既設機器を流用できない場合は、仕様書に記載された要件を満たすラックコンソールを新たに用意することで適合との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R8.10.5
6	R8.9.29	仕様書 項番161（CPU要件）	項番161では、「Intel Xeonプロセッサ-6353P（2.70GHz／8コア／24MB）×1個相当以上」と記載されています。 CPUのメーカー、世代又は型番が異なる場合であっても、コア数及び処理性能が同等以上であることを客観的な資料により示すことができれば、適合との理解でよろしいでしょうか。 同等性の確認に当たり、指定するベンチマーク又は比較指標がございましたらご教示ください。	ご認識のとおりです。 県として特定のベンチマーク指標の指定はありません。	R8.10.5
7	R8.9.29	仕様書 項番172（サーバーの高さ）	項番172では、仮想化サーバーの高さを「1U以内」とする要件が記載されています。 既設ラックの空き状況、電源容量及び保守性等に支障がなく、要求される性能及び可用性を満たす場合は、2U等のサーバーも提案可能でしょうか。 1U以内を必須とする物理的又は運用上の条件がございましたら、その内容をご教示ください。	原則として、仕様書に記載された要件を満たす機器を選定してください。 ただし、応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、既設ラックの物理的な空き容量や電源等に支障が生じず、要求性能を満たし、かつ導入に伴う追加の設備対応や費用が発生しないことを県側で確認できた場合は、適合と見なします。	R8.10.5
8	R8.9.29	仕様書 項番146（シグネチャ・エンジンの開発主体）	項番146では、「各種シグネチャ・エンジンは製品メーカーが自社で開発していること」と記載されています。 第三者の脅威インテリジェンス又は技術を採用する製品であっても、セキュリティ性能、継続的な更新及びサポート体制等が同等以上であることを客観的な資料により示すことができれば、適合との理解でよろしいでしょうか。	原則として、仕様書に記載された要件を満たす機器を選定してください。 ただし、応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、セキュリティ性能が同等以上であることを県側で確認できた場合は、適合と見なします。第三者からの提供を受ける場合、自社開発と比較し、シグネチャ等の更新に係るタイムラグが発生しないかも重要な観点となります。	R8.10.5
9	R8.9.29	仕様書 項番144（Webフィルタリングの数値要件）	項番144では、Webフィルタリング機能について、「60種類以上のカテゴリ」「3,000万件以上の評価済Webサイト」と記載されています。 製品により分類方式や評価方法が異なるため、当該数値との単純比較が困難な場合であっても、カテゴリ単位の閲覧制御、データベースの更新頻度及び検知精度等により、同等以上の機能を有することを客観的な資料で示すことができれば、適合との理解でよろしいでしょうか。	原則として、仕様書に記載された要件を満たす機器を選定してください。 ただし、応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、同等以上の機能を有することを県側で確認できた場合は、適合と見なします。	R8.10.5

10	R8.9.29	仕様書 全般（同等品・代替方式の適合判定基準）	仕様書に記載された製品仕様、方式又は構成と一部異なる場合であっても、要求目的及び必要な性能・機能を満たすことを客観的な資料により示すことができれば、同等品又は代替方式として応札可能との理解でよろしいでしょうか。 また、応札仕様書の適合審査において、同等性を確認する際の主な判定基準及び必要な証明資料についてご教示ください。	原則として、仕様書に記載された要件を満たす必要があります。 ただし、一部異なる場合であっても、客観的資料により要件を満たすことが県側で確認できれば適合と見なします。 適合審査においては、メーカー公式の仕様書、機能比較表、稼働実績など、提出された証明資料に基づき、システム全体の可用性、運用への影響、セキュリティ面等を、総合的に判定します。	R8.10.5
11	R8.10.1	項番 4 サーバの移行について	移行対象サーバについて、移行にあたりサポートされている最新のWindows Server OSへの更改を必須とする認識でよろしいでしょうか。	原則として、仕様書にOSを明記しているものは仕様書のとおりとしてください。 明記していない場合、原則は最新のOSとしますが、最新OSを適用できない場合について、落札後に県と協議し決定することとしてください。	R8.10.5
12	R8.10.1	項番 4 Linuxサーバの移行について	移行対象のLinuxサーバについて、OSのディストリビューションおよびバージョンは現行環境を踏襲する想定でしょうか。あるいは、移行時点でメーカーサポートが有効なバージョンへの更改を実施する認識でよろしいでしょうか。	項番127のとおり、システム納入後5年以内に製品サポートの終了が予定されていない製品を選定してください。これを満たせる場合は、現行環境を踏襲する形でも問題ありません。	R8.10.5
13	R8.10.1	項番190、195 ADサーバ2について	項番190において「Active Directoryの冗長化を目的として、仮想化サーバーとは別の物理筐体にADサーバーを構築すること」、また項番195において「仮想化はせず、物理サーバーへ直接構築すること」とあります。 ADサーバ2について、仮想化サーバーとは別の専用端末(物理筐体)を用意し、当該端末上のHyper-Vで稼働するWindows Server 2025仮想マシンとして構築・運用する構成でもよろしいでしょうか。	項番195の要件は、初期構築及び将来の保守等に掛かるコスト削減を意図し、物理サーバーへの直接構築を要件としています。 応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、将来的なコスト増に繋がらないことが県側で確認できた場合は、仮想マシンでの構築も適合と見なします。	R8.10.5
14	R8.10.1	項番42、43、44、45、46 NTPサーバーについて	項番42~46および構成図の記載から、NTPサーバーについては電子カルテシステムと時刻同期を行う独立したサーバーとして移行・構築するものと読み取っております。 そのため、NTPサーバーを仮想化ホスト上に単独の仮想マシンとして移行・構築し、電子カルテ側NTPサーバーは当該NTPサーバーと時刻同期を行う構成とする認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R8.10.5
15	R8.10.1	項番233 クラウドメールサービスの認証について	項番233には、クラウドメールサービスについて「ISMAPクラウドサービスリストに登録されている、又はISO/IEC 27017認証を取得しているサービスであること」とあります。 クラウドメールサービス事業者が取得しているISO/IEC 27001等の情報セキュリティ認証をもって、本要件を満たすものとして取り扱うという認識でもよろしいでしょうか。	原則として、仕様書に記載された要件を満たす必要があります。 ただし、応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、県が必要とするセキュリティ要件が満たされていることが県側で確認できた場合は、適合と見なします。	R8.10.5
16	R8.10.1	項番87 UTMセキュリティ機能要件について	項番87には、「現行ファイアウォールでは、インターネット通信時にアンチウイルス、侵入防止機能を有効にしている。同様の機能を提供するように、設定作業をすること。必要に応じてライセンス費用を含むこと。」とあります。 一方、UTMのセキュリティ機能に関する仕様である項番142~154には、侵入防止機能やWebフィルタリング機能等の記載はありますが、アンチウイルス機能についての記載はありません。 次期UTMについては、項番142~154に記載されたセキュリティ機能を満たすことを必須とし、アンチウイルス機能については病院側と協議するものという認識でよろしいでしょうか。	原則として、項番87をはじめ仕様書に記載された要件を満たす必要があります。 その手法について県側と協議が必要な場合は、落札決定後に適宜対応します。 ただし、応札仕様書等の提出時に添付された資料等により、UTMにアンチウイルス機能を備えずとも現行と同等のセキュリティレベルを維持できることが県側で確認できた場合は、適合と見なします。	R8.10.5
17	R8.10.1	項番25 ログ取得について	項番25では、ネットワーク機器(FW、ルーター、スイッチ等)、サーバー機器(Windows、Linux)、ミドルウェアおよびアプリケーションをログ取得の対象とする旨が記載されています。 また、項番4ではSyslogサーバーが移行対象とされていますが、構成図にはSyslogサーバーの記載がありません。 現行Syslogサーバーを移行する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R8.10.5
18	R8.10.1	項番45 時刻同期について	項番45に記載の「時刻同期の断絶が発生しないこと」について、断絶を防止すべき対象は電子カルテシステムとNTPサーバー間の時刻同期であり、システム移行・切替作業中も当該時刻同期を継続する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R8.10.5
19	R8.10.1	項番178 ファイルサーバの移行	項番178には、「現行のファイルサーバーを移行すること。必要に応じてアクセス権の設定をすること」と記載されています。 「必要に応じてアクセス権の設定をすること」とは、現行の共有フォルダーおよびファイル・フォルダーのアクセス権を原則として引き継ぎ、移行に伴うドメイン、ユーザー・グループ、共有名またはフォルダーパス等の変更により既存のアクセス権をそのまま移行できない場合に、必要な再設定を行うとの認識でよろしいでしょうか。 併せて、アクセス権の新設・変更が必要となる場合、その内容は病院側と協議の上で決定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、現行のファイルサーバーの中で、移行の必要がないと県側が判断したものについては、設定の必要はありません。	R8.10.5